

北海道厚生局看護指導官（任期付職員）の募集について

保険診療の質的向上及び適正化を図るため、保険医療機関等に対する監督、届出受理及び届出内容の調査等を行う「任期付職員」（北海道厚生局看護指導官）を募集します。

職務内容及び募集要項は次のとおりです。

◎職務内容

1 職種

看護指導官（課長補佐職相当）

2 業務内容

- (1) 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督に関すること。
 - ・ 訪問看護ステーションの指導計画策定に関する業務を行う。
- (2) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関すること。
 - ・ 訪問看護ステーションの監査、共同指導、個別指導、集団指導に関する業務を行う。
 - ・ 保険医療機関、保険薬局の監査、個別指導、集団指導に関する業務を行う。
- (3) 届出の受理及び届出内容の調査に関すること。
 - ・ 訪問看護ステーションからの届出受理に関する業務を行う。
 - ・ 訪問看護ステーションからの疑義照会に関する業務を行う。
- (4) 医療法に基づく特定機能病院等への立ち入り検査に関すること。
 - ・ 保健所と合同で特定機能病院の立入検査を行う。
 - ・ 厚生労働省（本省）と合同で臨床研究中核病院の立入検査を行う。

◎募集要項

1 募集人員

1名

2 資格等について

次の要件に適合する方

- (1) 日本国籍を有している者であること。
- (2) 看護師資格を有している者であること。
- (3) 過去に保健師助産師看護師法に基づく行政処分を受けたことがないこと。
- (4) 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、令和8年1月1日現在、次のいずれかの職務経験を有する者。

- ① 大学を卒業した者は 15 年以上
- ② 短期大学又は高等専門学校を卒業した者は 17 年以上
- ③ 高等学校を卒業した者は 20 年以上

※ 職務経験の年数については、次表の左欄の区分の適用を受ける各期間の年数について、右欄の換算率により換算して得られる年数を合算した年数により審査します。

期間の区分	換算率
1 週間あたりの勤務時間が 30 時間以上の期間	100 分の 100
1 週間あたりの勤務時間が 20 時間以上 30 時間未満の期間	100 分の 80
1 週間あたりの勤務時間が 20 時間未満の期間	100 分の 50

なお、以下に該当する方は、応募はできませんので、予めご了承ください。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）に基づき、常勤の国家公務員として採用の予定です。

※国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。

4 給与・手当

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、学歴や就職後の経験年数等を勘案して決定します。各種手当（期末・勤勉手当、通勤手当、超過勤務手当、地域手当等）を要件に基づき支給します。

5 休暇

完全週休 2 日制（土曜日・日曜日）、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、年次有給休暇、夏季休暇等の特別休暇があります。

6 福利厚生

- (1) 国家公務員共済組合に加入することになります。
- (2) その他、宿泊施設等の各種福利厚生制度があります。

7 勤務先

北海道厚生局医療課

(札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎6階)

8 採用予定日

令和8年4月1日

なお、採用日は相談に応じます。

9 任用期間

採用日から令和10年3月31日まで

ただし、採用した日から5年を超えない範囲で延長する場合があります。

10 勤務時間

8時30分から17時15分

※必要に応じて残業があります。

11 応募方法

次の(1)～(4)の応募書類を「17 その他」に記載している書類提出先のアドレス宛に電子メールにて申込ください。

原則として電子メールによる受付のみとしますが、電子メールでの提出が困難な場合は、その旨ご連絡願います。

- (1) 身上申立書(様式1)
- (2) 職務経歴書(様式2)
- (3) 看護師免許証の写し
- (4) 小論文(様式3)

※テーマ「看護師として、医療保険行政に携わるにあたり考え方」

12 応募期間

令和8年1月26日(月)～令和8年2月10日(火)(必着)

13 選考方法

- (1) 第1次選考(書類選考)

応募書類の記載内容により、経験及び専門性等を勘案し選考します。

- (2) 第2次選考(口述試験)

第1次選考合格者に対し、適正等について面接試験により合否を決定します。

14 第1次選考の結果の連絡

第1次選考の結果については、北海道厚生局総務課より電子メール等で通知します。

15 第2次選考（口述試験）の実施

第1次選考合格者に対し、北海道厚生局総務課から第2次選考（口述試験）の日時等を電子メール等で通知します。

16 第2次選考の結果の連絡

第2次選考（口述試験）の実施後、北海道厚生局総務課より電子メール等で通知します。

17 その他

応募の秘密については厳守いたします。提出された書類については、法令に基づき適切に取り扱います。

なお、応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください（当方で責任をもって廃棄します）。

【問合せ及び書類送付先】

北海道厚生局総務課

所在地 〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎8階

電話 011-709-2311（内3911）

e-mail hkkousei001-s●mhlw.go.jp

※「●」を「@」に置き換えてください。